

分野別の教育課程編成上の 参照基準の策定について



大学教育の分野別質保証推進委員会

委員 北村隆行

審議の経緯

- 平成20年 5月 文部科学省から日本学術会議への審議依頼
6月 課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の設置
9月 審議開始(第1回会合の開催)
- 平成21年 1月 3分科会の設置
・質保証枠組み検討分科会
・教養教育・共通教育検討分科会
・大学と職業との接続検討分科会
2～3月 英国における分野別質保証に関する実情調査
4月 学術会議総会での審議状況の報告
7～8月 各部の夏季部会での説明
10月 学術会議総会での審議状況の報告
11月 シンポジウム「大学教育の分野別質保証を考える」(於東大安田講堂 参加者約700人)
- 平成22年 4月 学術会議総会での審議状況の報告
4～5月 3認証評価機関との共催シンポジウム「これからの大学教育の質保証のあり方」
(第1回 於上智大学10号館講堂 参加者約660人)
(第2回 於一橋記念講堂 参加者約330人)
(第3回 於関西大学BIGホール100 参加者約300人)
6月 文部科学省中央教育審議会大学分科会での審議状況の報告
7月 学術会議幹事会への付議・了承
8月 文部科学省に対して審議依頼に対する回答として手交

文科省への「回答」の三部構成

第一部 どういう枠組みで質保証を行うのか？

質保証枠組み検討分科会

分野別に教育課程編成上の参照基準を策定することを通じて
各大学の自主的な教育改善を支援

第二部 一方で教養教育・共通教育との関係をどう考えるのか？

教養教育・共通教育検討分科会

分野の壁を越えた協働を可能にする市民性の涵養

第三部 教育の質の保証を図る努力をしても、現実の「就活」
においては大学と職業とが接続していない（特に文系）

大学と職業との接続検討分科会

専門的な知識・技能が尊重される社会の構築

21世紀の「協働する知性」を涵養する学士課程教育の質保証

分野別の教育課程編成上の参照基準

学生に何を身に付けさせるのか

学生たちが、将来社会の現場で、職業人として、市民として生きていく上で、意味を持つものとしての学びの内容を明らかにする。

専門分野の細かな知識や能力を徒に数多く列記するのではなく、将来にわたる基礎となり基本となるようなものを、しっかりと学生が身に付けられるような方向を目指すべき。

すべての大学に共有される「参照基準」においては、学びの本質的意義・中核的事項に絞り込むことが必要。

具体的にどのような肉付けを行うかは、各大学が自ら考える。

分野別の教育課程編成上の参照基準

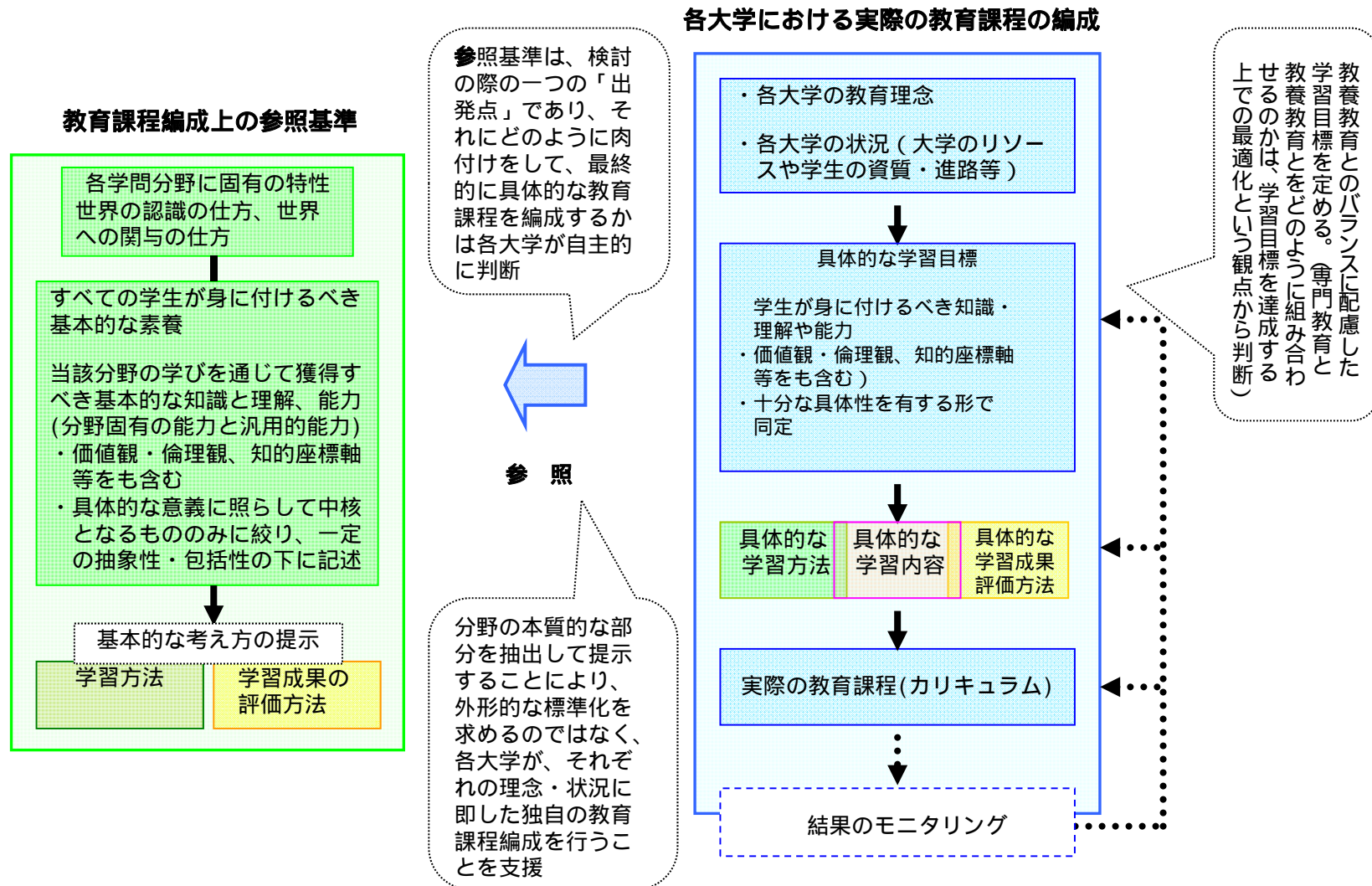
参照基準の具体的な構成要素

1. 各学問分野の特性
世界の認識の仕方・世界への関与の仕方
2. すべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」
基本的な知識と理解、分野に固有の能力、ジェネリックスキル
これらを定めるに当たっては、今後学生が、職業人として、あるいは市民として生きていく上でどのような意義を持つのかを明確にすること
3. 学習方法・学習成果の評価方法の基本的な考え方
単なる知識や理解ではなく、それを活用して「～できる」ようになること。
そのための学習方法の重要性
4. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養養育との関わり
報告書の第二部「学士課程の教養教育の在り方について」との接続

これらを明らかにすることを通じて、各大学の教育改善を支援するとともに、分野の教育の意義に関する、大学と社会との共通理解の形成を図る。

分野別の教育課程編成上の参照基準

各大学の自主性・自律性の尊重を前提とした活用



分野別の教育課程編成上の参照基準

当面の策定予定

当面主要な30程度の分野を3年程度の期間をかけて手がける予定

各分野とも概ね1年程度の期間を目途に審議を行う。

具体的な分野は、課題別委員会が分野別委員会と協議しながら適宜に選定していく。

現在、言語・文学と法学の2分野で分科会を設置して審議中

10月以降、自然科学分野を含む新たな数分野での審議を開始する予定

主要な分野を策定し終えた以後も、必要に応じて追加を行う。

学際的・複合的な教育課程については、当該課程を構成する「元となる分野」の参照基準を柔軟に組み合わせて活用してもらう。

各分野の参照基準の策定にあたって

課題別委員会の下に各学問分野ごとの分科会を設置して審議

大学の多様性が適切な形で代表されること

若手教員や職業人、隣接する他分野等からの参画や意見の聴取 等